

水産政策審議会資源管理分科会
第103回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第103回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和2年9月18日（金）13:30～16:33

場 所：コープビル 第3会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

- 諮問第334号 資源管理基本方針の策定について
- 諮問第335号 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更（すけとうだらの漁獲可能量の取扱い）について
- 諮問第336号 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更（くろまぐろの国内配分数量の一部変更）について
- 諮問第337号 漁業法等の一部を改正する等の法律による改正後の漁業法第41条第1項第5号の船舶に係る農林水産大臣の定める基準について
- 諮問第338号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について

【報告事項】

- ・鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針（案）について

【その他】

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第103回資源管理分科会を開会いたします。

私は本日の事務局を務めます、管理調整課長の廣野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

いつもどおりでございますが、本日の会場は委員の皆様の前にマイクが設置されてございません。御発言の際には、事務局の方でお持ちいたしますので、挙手いただき、それから発言をお願いいたします。また、ウェブ会議での出席の方におかれましては、スカイプのマイク機能をオンにして御発言ください。ふだんはミュートの状態にさせていただきますよう、お願いします。途中で音声聞こえなくなるというようなことがございましたら、チャット機能等で事務局の方にお伝えください。対応いたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中4名の方が会場で、また2名の方がウェブ会議で出席されており、定足数を満たしていますので、本日の分科会は成立しております。

また、特別委員はウェブ会議を含めまして、15名中10名の方が出席しております。

では、次に配付資料を確認いたします。お手元の封筒の中でございます。まず議事次第がございまして、その次に資料一覧がございます。本日、大部となっておりますが、過不足等ございましたら、会議中でも結構ですので、事務局の方にお申し出いただければと思います。

報道関係のカメラ撮り、ここまでといたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事について、山川分科会長、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 本日は、委員の皆様、御多用のところ、お集まりくださいまして、ありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の会議の開催について御説明させていただきます。

皆様御承知のとおり、新型コロナの感染はまだ収まり切らない、そういう状況下ではございますけれども、この分科会は、今後の資源管理について審議する非常に重要な場ということですので、会議を開催させていただくということにいたしました。

委員、特別委員の方々の感染リスクを防止するという観点から、オンラインでの参加も可能ということにしております。

では、座って議事に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、御発言の際には、オンラインの方々にも明瞭に発言内容が聞こえるように、マイクに声が十分入るように御配慮くださいますよう、よろしくお願いいたします。

では、議事でございますけれども、本日は、諮問事項が5件、報告事項が1件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず、諮問第334号、資源管理基本方針の策定についてです。

事務局から、資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の魚谷でございます。座って御説明をさせていただきます。

資料2-1と右肩に書いてあるものを御覧ください。

まず諮問文の方を読み上げさせていただきます。

2 水管 第1188号

令和2年9月18日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第3条第1項の規定に基づく同法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に例による資源管理基本方針の策定について（諮問第334号）

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第3条第1項の規定に基づき、同法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定の例により、資源管理基本方針を別紙のとおり策定したいので、同条第3項の規定の例により、貴審議会の意見を求める。

この諮問文の誤字がございまして、表題と本文の1行目、括弧書きで（平成30年法律第95条）と書いてございますが、この「条」は、「号」の間違いでございます。御修正いただければと思います。

あと本文タイトルの2行目、括弧書きの（昭和24年法律）の後、「第」が抜けてございます。こちらも御修正いただければと思います。

中身の説明に移らせていただきます。

御承知のとおり、今年12月1日に改正漁業法が施行されるということで、それに基づいて、基本方針を定めるに当たりまして、諮問させていただくというものでございます。

表紙をめくっていただいて、一番下の3ページのところからが、この基本方針案の本体そのものでございます。こちら、3ページもちょっと誤りがございまして、一番上の農林水産大臣の名前ですけれども、「江藤拓」と前任の名前が書いてございますけれども、こちらは先ほど諮問文で読み上げさせていただきました「野上浩太郎」に修正いただければと思います。

説明の方、一番後ろの方に、33ページ、あと1枚飛んで35ページに、概要というものを付けてございます。説明の方はこれに沿いまして行わせていただきます。

まず趣旨でございますけれども、改正漁業法の第11条で、農林水産大臣が、この資源管理に関する基本方針を策定することとなっていると。この11条の3項で、水政審への諮問というところが規定されているところでございます。

2として、資源管理基本方針の内容ということでございますけれども、こちら、基本方針に何を定めるかについては、同じく改正漁業法の第11条2項の1号～8号に、何を定めるというところがございまして、こちら、この概要の資料、これの2の（1）～（8）に対応する形で、規定を記載をしているということでございます。

まず、（1）資源管理に関する基本的な事項として、基本方針の中では、この改正漁業法の背景、経緯などが書かれておりまして、その後に資源管理の基本的な事項として、資源管理は最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価に基づき、資源管理の目標を設定し、漁獲可能量による管理を行い、最大持続生産量（MSY）を実現する資源水準を維持し、又は回復させることを基本とする、ということに記載してございます。

その他の系群ベースの管理ですとか、インプットコントロール、テクニカルコントロールといったものも併用すること、あと資源調査、あるいは評価の考え方についてもここで

述べております。

(2) として、資源管理の目標でございます。目標管理基準値、MSYを実現するために維持し、又は回復させるべき目標と、あと限界管理基準値、これは下回った場合に資源水準の値を目標管理基準値まで回復させるための計画、これは資源再建計画と呼ぶものですけれども、これを定めることとする値ということで、こちらについては、基本、MSYの6割を達成する水準ということに記載してございます。そういう法に書かれている目標管理基準値、限界管理基準値等の目標の定め方について規定をしてございます。

次に目標の達成に向けた漁獲シナリオの定め方についても、規定をしてございます。この新たなやり方、この漁獲シナリオに基づいてTACを設定するということについては、既に、サバ類、マサバ、ゴマサバで先行して行っておりますし、実質的にはスケトウダラについても、今漁期、このシナリオのやり方で既にTACを先行して設定してございますけれども、原則として10年以内の期間で定める目標達成年度に、50%以上の確率で目標管理基準値を上回る、かつ限界管理基準値を下回らないと、そういう考え方の基に、漁獲シナリオを定めるということを規定をしてございます。

続きまして、(3) 特定水産資源及びその管理年度ということでございます。特定水産資源、要はTAC管理の対象となる魚種ですけれども、こちらについては、漁獲量が多い水産資源を中心に、資源評価の進捗状況を踏まえて順次検討を開始し、漁業者、その他関係者との意見交換を踏まえて、指定をしていくということでございます。目標としては、これは令和5年度までに漁獲量ベースで8割、80%をTAC管理されている状態に持っていこうと、そういう目標についても基本方針の中で言及をしております。

続きまして、管理年度でございますけれども、こちらについては、原則として1年の期間ということで、その始期と終期については、それぞれ特定水産資源の特性及び採捕の実態に応じて定めるということを規定をしてございます。

続きまして、(4) 特定水産資源ごとの大臣管理区分でございます。こちらについては漁獲量の管理を行うために大臣が設定する区分ということで、少なくとも水域、漁業種類、あと期間、この組合せで定めるということとしております。

続きまして、(5) 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準ということでございますけれども、こちらについては、まず漁獲実績を基礎とし、漁業の実態その他の事情を勘案して配分するところが基本的なところとしております。また、魚種ごとの配分については、更に具体的なものを、それは後で御説明いたしますけれども、魚種

ごとに作る「別紙」の方に定めるとのこととしております。

続きまして、35ページ目の方に飛んでいただいて、配分の関係の続きですけれども、全体の漁獲量のおおむね80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分量を明示するということでございます。こちらについて、それ以外の都道府県については、以前、水政審、こちらの方でも御説明をしている考え方で、その「現行水準」、目安数量を付した上での「現行水準」という形で管理するということを考えているところでございます。

(6) 大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法でございます。こちらについては、大臣管理漁業が主な漁獲対象とする特定水産資源については、原則として令和5年度までに、I Qによる管理を開始するということとしております。

(7) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項ということで、これは特定水産資源、要はT A C魚種、あるいはそうでないものも含めて、漁獲可能量による管理以外の手法も活用を、効果がある場合にそういった方法も活用すると。また、漁業者自身による自主的な取組については、これも改正漁業法の中で新たに規定されております資源管理協定を締結することを促進するということとしております。

(8) その他資源管理に関する重要事項ということで、こちらについては、いろんな検討の進め方等々について規定をしてございますけれども、まず資源管理の方針の検討に当たり、ステークホルダー会合、方針の検討会ということで、既に既存のT A C魚種、現行のT A C魚種についてはプロセスを進めているところでございますけれども、ステークホルダー会合、あと水政審から意見を聴取すると。漁獲量等の情報、これは資源調査、評価の基となるものですが、これについて漁業者、市場等から電子的に収集・蓄積するシステムの構築を推進するということ。

最後になりますけれども、この全体的な新たな資源管理の推進に当たって、漁業者、その他関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくというところでございます。

この(8)、この概要の紙には書いていないんですけれども、この水政審と関係の深い点が1つございますので、それについて御紹介します。

18ページ、下に戻っていただいて、その薄い数字だと上下ありまして、11ページと書いてあるところの、薄い18の第8の1の(2)というところで、「資源管理の方針の検討に当たり、事前に新たな資源管理手法に関して広く意見を聴いて議論を整理する必要がある場合には、水産政策審議会の下に部会を置くこととする。」と。要は、先ほど言及しま

したステークホルダー会合等々のプロセスに入る前に、いろんな交通整理をあらかじめしましょうということで、そういった部会を作って検討をするということも、こちらの基本方針の中で規定をしているところでございます。

概要の方に戻っていただきまして、先ほどもちょっと申し上げましたんですけれども、3として、水産資源ごとの資源管理の方針ということで、こちらについては、2の(1)～(8)までに沿った具体的な方針、要は目標ですとか漁獲シナリオ、あと管理区分ですとか、そういったものについては別紙として記載をするという考えでございます。ですので、今回お示ししているものについては、法施行時ということになりますけれども、太平洋クロマグロ、小型・大型魚ですね。それと国際資源としてTAC対象とするミナミマグロについて、この別紙を付けてございます。これらについては現行の管理の枠組みを、別紙という形で記載する内容となっております。

それで、今後、現行のTAC魚種については、法の施行後、管理年度が始まるのに合わせて別紙を作成して、追加をしていくということでございます。新たな魚種についても、そういった形で別紙を追加する形で、この基本方針の中に取り込んでいくということでございます。ですので、現行TAC魚種について言えば、来年1月1日から、管理年度が始まるマイワシ、マアジ、サンマについては、この別紙を作成して、次の水政審の方にお諮りする予定となっております。

それで、今後のスケジュールでございますけれども、令和2年9月、今回、水政審の方へ諮問。答申いただければ、令和2年10月に告示を予定をしていると。これが告示されることを受けて、都道府県の方で、これも改正漁業法に基づく都道府県の資源管理方針を策定していただくと、そういうスケジュールになってございます。

この基本方針の案、内容についての御説明は以上ですけれども、この案につきまして、8月6日～9月6日まで、パブリック・コメントを実施しております。この手続の期間中に、123名の方々から御意見なり御要望というものを頂いております。主なものとしては、資源評価について精度を向上させること、また、数量管理の導入は精度の高い資源評価が前提であることを明記すること、遊漁の管理について明記すること、漁業者への支援策を明確にすること、新たな資源管理の導入に当たっては、漁業者の理解と納得を得ること、また地域経済への影響を勘案すること、漁業者の自主的な資源管理を尊重することといったものがございました。

それで、そのパブリックコメントを開始した時点から今回の諮問に至るまで、いくつか、

このパブリックコメントを頂いたものを受けてというものも含めて、それで変更した点がいくつかございます。そのうち主な3点について、御説明をいたします。

1点目は、水研機構と都道府県、大学等の研究機関の連携に関するものでございます。3ページから始まる、「2 資源管理に関する基本的な考え方」の(1)資源調査及び資源評価の項目で、その次の4ページにある項目の後に、「また、水研機構は、当該業務を行うに当たり、関係する都道府県及び大学等の研究機関との連携を図ることとする。」という一文を追加してございます。これはパブリックコメントの中で、そういう資源調査、評価に当たっては、都道府県の研究機関や大学等との連携を強化し、これら研究機関の知見も十分に取り入れていくべきと、そういう御意見があったことを受けまして、資源評価において、主な役割を担う水研機構が連携を図るということを規定したものでございます。

2点目でございますが、これは国際資源のステークホルダー会合開催に関するものでございます。これは11ページ、上下のページでいいますと、そのうちの17と書いてある、その下の方から始まる「第8 その他資源管理に関する重要事項」の「1 資源管理の方針に関する検討の進め方」の(1)でございます。「資源の状況と併せて、資源管理の目標及び漁獲シナリオについて、その案を公表し、周知した上で、資源管理の方針に関する検討会を設置し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設ける」という規定がございます。このステークホルダー会合に関する規定でございますけれども、このやり方、例えば大西洋のメバチといった特定の漁業種類のみが漁獲して、またその管理の目標、あるいは漁獲シナリオが、国際機関、地域漁業管理機関で決まるようなものに、そういう資源については適さないだろうということで、この18ページにある文に、「ただし、国際資源については、国際的な枠組みの決定を考慮して、資源管理の目標及び漁獲シナリオを定めることから、国際的な枠組みでの検討に当たり、必要に応じて漁業者や加工流通業者から意見を聴くものとする。」と、そういう規定を加えてございます。これは水産庁の方で変更が必要と考えて、変更したものでございます。

3点目でございますが、これは遊漁者に対する指導に係るものでございます。先ほどの第8の「その他資源管理に関する重要事項」、一番下の番号でいうと12ページになりますけれども、こちらに、「4 遊漁者に対する指導」というパラグラフを追加してございます。こちらは、パブリックコメントの中で、漁業者に対して、資源管理を課す一方で、遊漁に対する記載がないことはバランスを欠いているため、遊漁での資源管理についても明記すべきといった意見があったことを踏まえてのものでございます。

今回、諮問する内容につきましては、当初の案にこういったこれらの変更を加えたものでございます。今後、更に考慮を重ねた結果、この案に大きな変更が生じることとなった場合には、再度、こちらの分科会の方に諮問をいたしますので、今回の分科会ではこの案、本案で審議していただければというふうをお願いしたいと思います。

あと、この諮問事項の一部ではないんですけれども、今後の新たな資源管理の進め方に関連するものとして1点、御報告がでございます。資料の一番後ろ、37ページを御覧ください。

「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ（案）」というものでございます。こちらは、前回の水政審の方で、T A Eの議論のときに、山内委員から、今後の魚種の指定ですとか、そういったものの進め方についてはどうかという御質問があって、私の方から、現在検討中で、お示しできるようになったらお示いたしますという回答をいたしました。このロードマップが、今後の進め方を取りまとめた、水産庁としてこういうふうに進めていきますよという資料でございます。こちらについては、9月11日にパブリック・コメント手続を開始しておりまして、9月25日まで、このパブリック・コメント手続を行っているところでございます。

簡単に御説明をいたします。今後の資源管理の進め方の中で、幾つかの項目に分けて整理をしてございまして、まず一番上の黄色とかオレンジ色とか、その部分で、資源調査・評価の充実・精度向上ということで、まず一番上、資源評価の対象魚種についての拡大ということでございます。こちらについては、従来50種程度であったものを、順次追加をして、最終的に令和5年度までに200種程度に拡大して、資源評価のための調査を実施しようということでございます。その下、漁獲等情報の収集ということで、こちら真ん中に大きな矢印がございすけれども、こちら漁獲情報ですね。効率的に収集をして、資源調査・評価につなげるということで、電子的に収集する体制を構築しているということでございます。200市場を目途に着手をして、令和5年度までには主要な漁協、あるいは産地市場から、400市場以上を目途に、この水揚げの情報を収集できるような体制を構築したいということでございます。

その下、漁獲等報告義務化の開始ということで、これは漁業法の改正によって、いわゆる漁獲成績の報告というのは、対象が大臣許可漁業のみならず知事許可漁業にも拡大をする、あるいはその漁業権漁業についても、漁場の活用状況の報告が義務化をされているというところがございます。あと漁獲成績報告については、その更に下でございすけれど

も、紙ベースの報告から電子的な報告体制の方に移行していこうということでございます。

続きまして、真ん中の大きな青色の部分でございます。MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進ということでございまして、これは当然、魚種ごとに進めていくわけですが、その魚種ごとの進め方としては、一番上、ちょっと濃い横長の四角にありますとおり、まずはMSYベースの資源評価を実施して、それに基づいて管理目標、漁獲シナリオの提案、その後にステークホルダー会合での議論で、目標なりシナリオを決定して、このMSYベースでの資源管理を開始すると。そういった目標、漁獲シナリオについては定期的に見直しということで、おおむね5年ごとの見直しということを基本とすることとしております。

今後の進め方で、まず現行のTAC魚種については、改正漁業法が施行後、一部先行しているものもございまして、順次新たなやり方での管理に移行していくということでございます。

その下、TAC魚種の拡大とございますけれども、こちらはちょっと左側に縦書きの白い四角がございまして、漁獲量の多いものを中心に、資源評価の進捗状況を踏まえて、順次検討を実施する資源を公表する、ということでございます。候補の魚種ですが、その右側の点線の四角にあります、第1陣、第2陣。要は利用可能なデータが多い、少ないで1陣、2陣に分けてございますが、ここに書かれている15魚種というのを今、検討の対象ということで考えてございます。これを、その上の第1陣、第2陣に、A～Eグループまで色分けしてございますが、このカラフルな矢印の左端が検討の開始というか、評価結果の公表だと考えていただければと思います。そして右端、矢印の先が、そこを目前に新たな体制、あるいはTAC管理に移行するということを目指して検討ということで、各魚種、1年半とか2年という期間をもって検討を進めると、そういう考えでございます。

その下、国際資源については、国際的な数量管理が行われているものについては、その国際約束遵守という観点から、国内法でもTAC対象化を進めるということでございます。こういった形で、この青いところの右の方に四角で「漁獲量ベースで8割をTAC管理」とございまして、これは基本方針にも書かれておりますが、こういう目標でやっていくということでございます。

あと、ちょっと読みにくいんですが、このTAC魚種拡大のところの一番上のところに、先ほど私の方から申し上げた水政審に部会を設けてという話が、ちょっと読みにくいんで

すけれども書いてございます。専門家や漁業者も参加した資源管理手法検討部会（仮称）を、水政審の下に設け、論点や意見を整理をするということが、ここに書かれてございます。

続きまして、次の下の緑色のI Qの管理の導入ということでございます。

こちらについては、大臣許可漁業のうち、現状でもI Q的な数量管理が行われているもの、あるいは現行制度で漁獲の割当を実施しているものについては、改正漁業法に基づくT A C管理にしていくということでございます。候補として、ここでは太平洋のマサバ、ゴマサバ、北海道沖のマイワシ、あとクロマグロ大型魚といったものを来年度中に導入したいということで、検討を進めているところでございます。

国際資源について、ミナミマグロ、大西洋クロマグロについてもT A C化をしていくということで、こちら、令和5年度までにT A C魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業には原則I Q管理を導入したいという、そういう目標を持ってやっていくということでございます。

その下でありますけれども、沿岸漁業についてもI Q的な数量管理が行われているものについては、資源管理協定の中に措置として位置づけていただく、あるいは場合によっては、制度に基づくI Qに移行していただくということでございます。

その下、資源管理協定でございますが、こちらは現行の資源管理計画を、この改正漁業法に基づく資源管理協定に順次移行していくと。これの移行を令和5年度までに完了するという目標でございます。

資源管理協定では管理目標を定めて、この達成を目指す。あと定期的な効果の検証ですとか改善、あるいはその協定の内容及び検証結果の公表という形でやっていきたいということでございます。冒頭、その資源評価対象魚種を200種に拡大と申し上げました。一方でT A C魚種については、検討の方、15魚種ということでございますので、残りについては、残りの百数十種になりますけれども、そういったものの資源評価結果については、こういう資源管理協定の目標設定なり、措置内容の検討ということに役立てていただくという、そういう考えでございます。

一番下、全体的な進め方として、これは基本方針の方にも書かれてございますけれども、関係する漁業者の理解、協力を得た上で進めると、また、スマート水産業といった関連する施策の推進も図りながら進めるということでございます。最終的な目標として、アウトプットとしては、令和12年度にこれらの施策の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量

を回復させると、目標としては444万トンということとしているところでございます。

説明が長くなりましたけれども、私からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

柳川委員。

○柳川特別委員 北海道の柳川です。どうもありがとうございます。

今回のこの漁業法の改正で資源管理方針が出てきて、この間の札幌で行われたスケトウダラのステークホルダー会議でもしゃべったんですけども、基本的にMSYで計算をした数字で管理をする。管理目標が出てくるということなんですけど、そのMSYの考え方というのは計算すれば出るんでしょうけれども、MSYに対して、現場の漁業者は非常に不信感というんですか、全然信用を置いていないというのが1つで、特に日本海のスケトウダラでいえば、今までにかつてないところの管理目標が出てきている。これはもう、計算上出ちゃうんだよという説明なんで、仕方ないと言うんですけども、ただ、この間も水研機構の宮原理事長も言っています。要は海洋環境がものすごい変わっている中で、不確実性要素がものすごい大きくなってくると、その幅が莫大に広がっていくんですね。その一番いいところの計算結果で一番上で、とにかく漁業者は我慢してもらって、そこまで資源を増やすんだみたいな話で、この間のスケトウダラときは、そういう話でもう決まったことだから、これは仕方ありませんと私は言われたんで、それが管理目標だよと言って、それは認められませんと言ったけれども、それは駄目ですと断られたんですけども、そういう状況になっていて、この間、井本委員からも出ましたように、イワシについてもいろいろ、そういうのがあったり、これから取りあえずTACになった魚種は、もう抑えられているから仕方がないんでしょうけれども、ただ、これから、これは200種まで資源評価を増やして、本当にMSYにのった資源評価ができているのでしょうか。

今回、地方自治体の水産試験場と水研さんと連携して、いろいろやっていただけるといふことにはなったんで、その辺で非常に現場の方の研究機関というんですか、それと水研機構さん。水研機構さんは出た数字をいじればこうなりますという説明でこの間も終わったんですけども、ただ、現場は全然違う環境で漁業をやっている。これでこのままどんどん押し進められていくと、変な話、これから改めて、例えばコホートをやるとか、計算が始まる中で、1年でそういう評価ができるのかということに非常に私は不信を持ってい

て、今でも相当、いろんな資源評価の指数を出すたびに、研究機関の皆さん、苦勞されている中で、それが全然まならない中で、とにかく令和3年、4年でもう出すんだという数字だけが動き出すと、それが数量管理に持っていかれるということが非常におっかないんですね。

漁業現場は非常にそれを恐れていて、今回、北海道の方はホッケの方でいろいろやっていますけれども、ただ、そこが北海道の場合は道総研さんと非常に連携してやっている中で、その辺の信頼関係は現場ではあるというようなことを気づいてもらって、とにかくお尻を切らずに、基本的に資源評価というのは、現場の調査の結果もあるんでしょから、その辺を非常に丁寧にまとめていただいて、丁寧に漁業者に説明してもらって、理解をもらってから走るというように、そのお尻を、本当に2年以内、3年以内で切るんじゃないかと、基本的に目標を作るのは分かるんですが、ただ、本当に3年後にはやるんだみたいなところで、特に新しいTAC魚種にしようと考えている魚種については、いつもですけれども、現場の方に丁寧に説明してもらって、要は資源管理をやるのは漁業者なので、その理解なくして変な方向に走ってもらっても全然困るんで、そこは本当に丁寧に、時間をかけて、難しいんでしょうけれども、時間をかけて進めていってほしいというのが素直な感想です。

○山川分科会長 御意見いただきましたけれども、魚谷資源管理推進室長、よろしく願います。

○資源管理推進室長 御意見、ありがとうございます。

資源評価の精度の改善というか、向上というのは、もちろんその信頼を得るために、終わりのない話だと思いますので、それは不断の努力なり、行政側としてもいろんな面で支援をしながら、そういう精度の向上というのは続けていくということだと思います。

あと、日本海スケトウダラについて、かつてないレベルの目標になっているということがございました。科学的に計算すると、そうなるということがございます。ただ、一方でその環境の変化等もあり、というところもあります。

目標なり、あと漁獲シナリオについては、おおむね5年をめどに見直していくというのがございますし、必要があれば5年以内であっても見直しをするということがございます。そういう中で見直しをするということであれば、今やっているようなステークホルダー会合のプロセスもございますので、そういう中で、丁寧に御説明という話がございましたけれども、十分議論して進めていくということかと思えます。

一方で、そこから出てくるTACというか、数量の話ですね。こちらについて、目標については、基本的にその資源の特性を踏まえて、どこまで獲れるのか。MSYとしてどういう水準になるのかということ、あるいはそのための資源水準がどこなのかというのを、科学的に出すということだと思います。一方で、その目標を目指す中で、どういう漁獲をしていくのかということについては、いろいんな可能性というか、複数のシナリオ、今、正にマイワシ等の議論をやっている中でも、一律の、もうこれですということではなくて、いろんな漁業者、関係者の皆さんから、こういう獲り方のシナリオは検討できませんかというようなリクエストに応じて、試算を水研機構の方でやっていただいて、それをベースに、またどうすればいいのかを考えると。そういったプロセスをやってございますので、そういった形で工夫をしていくということかと思います。

あと、新たなTAC魚種の方ですね。こちらロードマップについては、もちろん目標を、水産庁として目標を定めて、期間、スケジュール的なものも、そういう中で進めるという必要があると思いますので、今お示ししているようなタイムスパンでということでお示しをさせていただきます。

一方で、魚種ごとの議論については、先ほど申し上げたように、ロードマップの中でも、少なくとも1年半～2年ぐらいはかかるというような前提で、我々も考えてございます。ぱっと評価が出て、じゃ、これでいきましょうというような話ではないと。要は評価も含めて、評価だけではなくて、その管理の面でも、今まで数量管理をやっていない魚種ということになりますので、いろんな漁業種類によっては、管理の仕方とか、いろんなことがあろうかと思います。そこは十分に議論を尽くして、理解、協力を得て進めていくと。基本方針にも書かれているような姿勢で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

何点かあるんですけども、まず基本方針の方なんですけど、一つ目に、下のページではなくて、大きな数字で8で、ページが11になるかと思います。文書としてのページが8、その上段の方の11というところなんですけれども、目標基準値であったり管理基準値をどういうふうに設定するかという点で、一つ懸念は、その目標管理基準値を上回る確率であったり、限界管理基準値を下回らない確率というところで、それぞれ50%という確率が設

けられています。50%というのは、ぱっと一般の人が見ると、半分成功するけれども、半分失敗するというふうに見られかねないと思うんですね。通常、国際社会であれば、50%という線引きはかなり、何でわざわざこれを設けたんだろうと思われかねない数字だと思うんですけども、もし50%にわざわざされている根拠があるのかということと、もう少し高く設定、少なくとも、7割が厳しいとしても60%、その後ろの回復計画とも関連するんですけども、50%という数字は、せっかくこの指針の一番最初に、国民に対して安定的に供給するというのを、これから過去の教訓に基づいて、しっかり是正して、その部分を果たしていくというところを出されるという意味では、国民の目に触れるということも考えると、50%という数字は少しどう受け取っていいのか分からないなという感じがしております。

2点目なんですけれども、資料の11ページで、下段、18のところにある(4)番なんですけれども、新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者そのほかの関係者の理解と協力を得た上で着実に実行していくということなんです、ちょっとロードマップの下にも書かれていて、この「関係する漁業者の理解と協力を得る」というところで、この一文、非常に、今、柳川委員からもあったような部分をしっかり内包していくということだと思うんですけど、さはさりながらも、最新の科学的知見に基づく資源管理指針なんだということなのであれば、ここの部分は決して原則として最新の科学的知見は揺らがさずに、つまりその部分を決してブリッジする、外れない形で、あくまでも調整をされていくということは言っていた方が、結局、科学的知見はあるけれども、その数字でないところで、漁業者の方たちとお話しされたところで落ち着くとなると、ここがまた非常に不安なところがあります。この一文にそういった枕がないところですね。

3点目なんですけれども、大きなページですね。10ページの自主的な管理の部分についてなんですけれども、これから協定が結ばれていくということで、恐らく中の詳しい部分というのは、自主的な管理の部分の詳しい部分は、これからなのかもしれないんですが、その協定の中身で必要な要素をとというのが、せっかくその全体の管理指針としては、目標管理基準値であったり、限界管理基準値みたいなものがある中で、全くそういうものと外れてしまうのかどうか、又は科学的な、やはりそういった情報収集も踏まえた見直しであったりですか、評価であったりというものが、そもそもこの協定の中に入ってくるのかどうかというのは、非常に関心があるところです。これは方針の中には書かれないところかもしれないんですけども、今後その協定がどういうものになっていくのかという部分

では、是非入れていただきたいと。必要な協定として認められるものは、こういうものが入っていないと駄目だということは、明記していただきたいというふうに思います。

最後に、大きな15ページの数字の20ですね。これは先ほどの管理基準値をどう扱うかというところに、少し似た議論になるんですけども、漁獲シナリオの中で、次期回復目標に関わる漁獲シナリオのところで、やはり暫定回復目標達成10年のうちに、少なくとも60%という確率になっています。例えば、まぐろの国際会議であればやはり、より高い70%以上、又は8割以上、NGOなんかから見ると、100%に近い数字でないと、それはならぬというような世論も出たりとかしますので、この辺りも、60%とした根拠というのがどのくらい確固たるものなのかということは、この方針の中での数字をもう少し、やはり回復させるということは、かなり大変な皆様の労力もいただくことなんだろうと、生産現場もかなり覚悟をして取り組まれることだと思うので、それが4割の確率で失敗するかという印象を抱かせるというのは、少し心配だなというふうに思います。

最後に、ロードマップを本当にありがとうございました。大変参考になります。このロードマップについては2点ありまして、1点目は、この魚種8割に達成する魚種というのを何年かかけて、どんどんTACを入れていくわけですけども、その順番はどうやって決められていくんだろうと。8割を到達するという目標があるときに、その漁獲量自体が、漁獲量ベースで最初はこれ、次はこれという魚種でいくのか。それとも、やっぱり現場の感覚からしても、TACに移行しやすいものから移行されていくのか、その辺りは今後の議論の中で非常に明確にしていきたいと、8割を目指すための本当のロードマップというのは示していただきたいというふうに思います。

最後に、ステークホルダーのオープンな議論というのがあったんですが、これまでも、私も本当にこの委員会に参加させていただいて、いろいろと皆さんと意見交換をさせていただく機会というのは、貴重だと思っております。そういう意味では、このステークホルダーが今までのように、業界であったり漁業者だけではなくて、NGOだったり市民社会のより消費に近い、先ほどおっしゃった国民と一緒に水産資源をしっかりと利用していくことを担保するためには、オープンなステークホルダーというのをしっかりと明記いただくか、又はそういったものを想定しているということを発信していただきたいというふうに思っております。

すみません、長くなりました。ありがとうございました。

○山川分科会長 6点、御意見いただきましたけれども。魚谷資源管理推進室長、よろし

くお願いします。

○資源管理推進室長 御質問、ありがとうございます。

まず1点目、達成確率50%というところでございます。この御質問を、3月にスケトウダラのTACを決めるときも、山内委員の方から50%をどう評価というか、捉えるのかという御質問があったと記憶をしております。基本方針の文言上は、「水産資源ごとに、50%以上の値」となっておりますので、それより高い値を採用することが否定されているわけではないということが、1点でございます。

あと一方、3月に御質問を受けたときに私がお答えしたのは、例えば米国などでも国内資源については5割というところを基準にやられているということで、5割以上という規定が低過ぎるとか、そういったものではないと理解していますというふうにお答えしたかと思えます。そういう整理だということで御理解いただければというふうに思います。

続きまして、漁業者あるいはその他の関係者の理解、協力を得るという、その前段としてきちっと最新の科学的知見に基づく、というところでございます。こちらについては、正に、資源管理基本方針の中の、その目標をどう定める、あるいはシナリオをどう定めるというところで、科学的な知見に則って決めていくんですよ、というところは、更に個別具体的に規定されているというところで担保をしている、というふうに、私自身、理解をしております。

3点目、協定の要素なり中身ですね。こちらについては、この協定、農林水産大臣なり都道府県知事が認定をするという形になってございます。正にそういう中で認定する基準、中身としてどういうものを書くのか、あるいは、当然、資源管理基本方針の中に含まれるような魚種については、その管理目標なり漁獲シナリオといったものを踏まえた、具体的な管理措置も含めて、そういったものを踏まえたものでなければ、当然認定されないというような形になろうかというふうに思います。

続きまして、クロマグロの別紙の60%という数字でございますけれども、こちらについてはクロマグロ、WC P F Cの方で60%という形になってございますので、それを受けた数字ということで御理解いただければと思います。

続きまして新魚種、新たなTAC魚種の順番というか、進め方でございます。こちらについては、まず議論の開始については、その漁獲量が多い、少ないとかいうことではなくて、資源評価の進捗に応じて、要は、MSYベースの資源評価結果が出せるものから公表し、検討が始まると。ただ、その検討が収束してというか、関係者の理解も得られて、じ

や、こういう形でいきたいと思います。先ほど私は1年半～2年ぐらいを見越して、と申しましたけれども、それはある意味、議論が始まってみないと分からないということかと思えます。要は、具体的な数量管理が難しいような漁法で獲られている魚種であれば長い時間を要するでしょうし、それでないのであれば比較的早く検討が終わって、新しいやり方に移行できるということも考えられるかと思えます。

最後、ステークホルダー会合がオープンなものであるということをございますけれども、今までやってきているものも、どなたでも参加できる形でやらせていただいております。結果として、出席される方、多くは漁業関係者になっているということがございます。ということなので、これはどなたでも参加できるということを、より対外的にアピールをする。いろんなプレスリリースですとか、直接、関係すると思われる団体とか、そういったところへの周知ということはやっているんですけども、更にそういうことを広める工夫ということは、我々としても引き続き検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 意見ということで、3ページと4ページについてです。

まず3ページの方なんですけれども、資源管理の意義と背景という、一番下の方に、適切な資源管理を行って、水産資源の維持ができればという項目があるんですが、これまでも適切な資源管理は行われてきたという理解で、私はおります。サンマなどを始めきちんとした資源管理を行ってきた。

ただ、海況の状況が大きく変わって、サンマ、イカ、サケなどについては極端に減少している。これらがきちんと資源管理をしていなかったかというような意味合いに取れてきて、非常に気分がよくないです。、やってきたにもかかわらず、自然現象の中での減少傾向ということです。これがその後段の方にありますとおり、防止・緩和ができていたものと考えられることが多いというような書き出しになっているということですね。これは資源管理ができなかったから、少なくなった、減少したということだけが要因だけではないというように、私は思っております。この辺の書き出しがどうなのかなというように思っています。

これまでも漁獲量に対する制限というものについて、資源管理の一つの要因ではないかということ、かねがね伝えてきたわけですが、ようやくそういうことになっていく漁獲量に基づいて、資源管理を今後行っていくということです。これについては評価したいと思いますが、残念ながら、現在の状況の中で、資源がどんどん減って行って、簡単に言えば魚がいない状況になってきて数量管理をやると。これが現在の実情に適したものなのか。将来は分かりませんが、これがどうなのかなというような感じが、私自身はしております。

それから、資源管理の中で、水研機構の問題が、4ページの下段の方に書いてありますが、これまでも多分、都道府県の研究機関なり、大学なり、連携を取って対応してきたのではないかなと思っているのですが、ただ、自然界の問題もあるということで、数値が必ずしも的確な数値が出てきていないと。今後は、改正に基づいて、かなり精度の高いものが求められるということになると思っています。今までのように、よく原因が分からないままに、魚が獲れない、いない。ということだけの理屈、議論の中では通らないということになると思います。

新しい制度の下では、やはり精度70%、80%の確率のような状況の中、そういう評価と求められるということになるのではないかと。それも期待をしておりますし、また、かねがね申し上げているとおり、民間の研究機関というのを育成をして、幅広い資源評価というものを構築していくということが必要ではないのかと。いつまでも政府関係の調査機関だけでなく、民間の力も借り、活力を与えながら、研究機関というものを構築していくべきです。。それで精度を高めて、現場の皆さんがきちんとした操業ができて、水産物というのを安定的に供給できるような体制というものを作っていただきたいということ、私の方からは意見として申し上げます。

以上です。

○山川分科会長 2点、御意見を頂きましたけれども、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 まず、1点目、冒頭の記述についてでございますけれども、こちらについては、ここにも「漁業生産量の減少については様々な要因が考えられるが」というところが、1点ございます。

あと、サンマ、イカといった不漁については、漁獲というよりも環境要因というようなお話もあります。少なくともサンマ、イカといったものについてはTACの管理をこれまでもやってきたというところがございますが、そのTAC魚種と非TAC魚種で比べると、

やはり資源状況が悪いと思われる割合などは、非TAC魚種の方が多い状態になっているとか、そういったこともございます。

という意味で、「適切な資源管理を行い、水産資源を維持できていれば」とございますけれども、ここについては多くの魚種について、まだまだ資源管理の分野でやるべきこと、あるいはやれることがあるという、そういう意味だというふうに理解してございます。

また、資源の低迷なり、減少の原因が漁獲なのか、そうじゃないのかという点については、これまで資源評価結果というのは、高位、中位、低位、あるいは増加、横ばい、減少という形でのみ示してきたわけですが、今後については、その資源のMSY水準との関係で、資源状況の推移と漁獲圧力の推移を、これを一つの図で可視化、神戸チャートというものを示して、そこから検討していきましょうというような形になっております。つまり漁獲圧力とその資源との関係というの、ちゃんと考えた上で、今後どうしていきましょうかという検討のスタート地点にするというところで、評価の面でも、これまでと違う工夫をしていくということであるというふうに認識をしております。

あと、2点目については、先ほども申し上げましたけれども、評価精度の向上というのは終わりのない仕事で、不断に努めていくということでございますし、それに当たって資源評価自体について、これまでも、いわゆるJV方式で関係する都道府県の水産試験研究機関なり、外部の専門家の方も含めてやってきたということもございます。そういった連携について更に強化するということですので、民間の研究機関の活用なり育成というところも考えていくということかと思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

1つコメントと、2つ質問。

最初のコメントは、さっきの50%というのは、失敗するか、しないかと考えると誤解を招くので、10年で、目標10年後に50%といった場合には、10年以内に達成できちゃう、早めにできちゃう確率が5割、遅れる確率が5割、でもどっちにしても幾つ魚は増えると。

8割で確率と言ったら、10年どころか、5、6年で、大体平均的には達成されると、そういうような意味になるんだろうと思いますので、説明するときにはそのようにされればよろしいのではないかと思います。

次からは質問なんですけど、1つ目は、留保枠の扱いなんですけれども、これは都道府県もできるのかというか、都道府県の方にも少し管理責任を負ってもらわないと、国が全部管理するんじゃ大変なのではないかという質問。

それから2つ目は、I Qなんですけれども、全部、大臣管理の漁業については全部I Qを入れるのかどうか。例えばスルメイカの底びき、これにもI Qを入れるのかと、その辺はどうお考えなんですか。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 御意見、御質問、ありがとうございます。

質問の1点目、都道府県の留保でございますけれども、これは現行でも都道府県で留保を持って対応することは可能となっておりますし、今後もそういう形で進めるということだと思います。

次に、I Qでございます。先ほど私の説明で、令和5年度までに、そのT A C魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業には原則I Qを導入とございます。ここの意味するところは、全て獲っているやつはI Qするんだということではなくて、まずは、この2、3年というタームで考えると、全ての大臣許可漁業、T A C魚種を獲るものについては、先ほど管理区分、漁業種類とエリアと期間で、管理区分を設定するという御説明を申し上げましたが、そういう主な大臣許可漁業の、まずはどこかのエリア、どれかの魚種、どこかの期間、それを限定する形で、まずは5年度までにはやっていただくと。その後、そういう経験を踏まえて、魚種ですとか、期間ですとか、エリアを広げていくという形で浸透させていくという、そういう考え方でございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特に御意見がなければ、オンラインで御出席されている方々、いかがでしょうか。よろしいですか。

船本委員。

○船本特別委員 ちょっと内容じゃないんですけれども、まず説明のページ数が大とか小とかあったみたいですが、頂いている資料は1種類しかないんで、ちょっと説明の中でどこに行っているのか、飛んでいるのか分からない部分がちょこちょこ出てきて内容が頭に入らないんで、1種類に統一していただきたいということと、それから今頂いたロードマップの説明が、非常にいい表だというんですけれども、どこの資料についているのか、ちょっと教えていただけたら有り難いんですが。

以上です。

○山川分科会長 ページのつけ方につきましては、今後御配慮くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 すみません。まずページ数ですけれども、恐らく事前に電子媒体でお送りしたものが、この会場で配っているものは、紙の1ページに、上段、下段2枚ついでございますけれども、これは1ページ、1ページのものが送られてしまっているということでございます。その際に、送ったときに、ロードマップについてはまだパブリックコメント手続が開始されていないという状況で、これは送られていなかったということございまして、こちらについては事務局の不手際ということになります。

船本委員に対しては、また別途、こうですよという御説明をさせていただくという形で対応させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○山川分科会長 そういうことで、オンラインからの参加の方々には御苦勞をおかけすることになっておりますけれども、よろしくお願いいたします。

新しい資料もお送りしてあるということですので、御理解くださいますよう、お願いいたします。

ほかに、オンラインの方々から御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、本件につきましては事務局からも御説明がありましたけれども、諮問第334号ですけれども、パブリックコメント手続で寄せられた意見について現在、考慮を重ねているところということでございます。意見を踏まえて、内容を仮に大きく変更するというふうになった場合には、再度、分科会に意見を聞いていただくということにいたします。

では、資源管理基本方針の策定につきましては、そういう条件付きということで、原案どおり、承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

続きまして、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更(すけとうだらの漁獲可能量の取扱い)についてです。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 引き続きまして、魚谷でございます。よろしくお願いいたします。

資料3-1と右肩に書いているものを御覧ください。

まず諮問文を読み上げさせていただきます。

2 水管 第1192号

令和2年9月18日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の変更について（諮問第335号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（令和元年12月4日公表）に、別紙の変更を加えたいので、同条第8項の規定及び同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

こちらは、太平洋のスケトウダラのTACの取扱いに関する諮問でございます。今年3月の水政審で、今年漁期のスケトウダラのTACを決める際に、全漁連の大森委員の方から御意見を頂いて、その際に、私の方から、スケトウダラ太平洋系群については大量来遊があったときの先行利用ルールというものがある、その見直しを行っておりますと、また、以降の水政審の方に準備が整ったらお諮りをしますというような御回答をしたのでございますけれども、その準備が整ったということで、今回お諮りするものでございます。

まず資料の15ページ、一番下のページで15ページをお開きください。

こちらは、現在有効な、スケトウダラのいわゆる「先行利用ルール」と呼ばれているルールが、この紙、右上に参考1、資料6と書かれているものでございます。このルールの経緯、内容について、まず御説明をした上で、見直しの案について御説明をいたします。

このルールでございますけれども、2009年に北海道の道南太平洋地域でスケトウダラの漁獲が早期に積み上がりまして、盛漁期の操業に支障が生じるというような状況が起きたということございまして、その後、これが資源評価対象海域外である北方四島水域の方からの来遊であろうということが分かったということございまして、これについ

て、2010年秋の水政審の方にお諮りをして、この15ページ、16ページに書かれているルールができたということでございます。このルール、正にそういう域外からの大量来遊があったときに、操業上の支障を緩和するために、応急措置あるいは緊急避難的な対応ということで、行政判断によってこういうルールができたというような経緯がございます。このルールの中身でございますけれども、この背景等、1、2とございまして、3のところを見ていただくと、そういう状況について、「必要に応じて再評価が迅速に行い得るような体制を早期に整備する」というのがあって、この「体制が整備されるまでの間」という前提で、この「T A C制度の柔軟な運用に努める」とあって、そういうルールということでございます。

中身としては、まず前提条件として、そういう良好な来遊状況があるという中で、関係漁業者が自主的な漁獲努力量の削減を行ったという前提で、まず、その道南太平洋地域、渡島、胆振地域でございますけれども、こちらの10月の実採捕日1日当たりの平均採捕量がおおむね500トンを超えるということ、あと11月の採捕見込量、これについては11月トータルの見込量になりますけれども、これが9,000トンを超えると推定されること。この2点を満たすという前提条件でございます。この10月、1日当たり500トンなり、11月、1か月で9,000トンというのは、過去最高の獲れ方というようなところを基に出てきた数字ということでございます。

続きまして、次のページにまいりまして、「システム」とございまして、こちら、この条件を満たしたときに、まず、北海道庁がこのルールの適用を水産庁に要望すると。それに応じて、まず、先行利用量は1万トンを上限とするということでございます。ここで「先行利用」という言葉が出てくるわけですが、意味するところは、翌年の配分量の前借りというような、先行して使っていただくという、そういう位置づけでございます。その上限は1万トンですというのがあり、その使用した分については、②として、次年度のT A C割当から削減すると。激変緩和のために5,000トン上限で、最大2年かけて削減するという形で、言わば、前借り分を返済するというような仕組みでございます。この返済が終わっていない間は、もう1回やるというのはありませんよというのが、③に書かれておまして、最後に、④として、先行利用した場合の将来の資源への影響が軽微であることが、科学的に説明可能であることということでございます。それを前提として、先行利用の可否を水政審の方に諮問することが書かれてございます。

最後に、これは1万トン上限で沿岸に使うという仕組みでございますけれども、一番最

後のところに、沖合底びき網漁業についても、バランスを取るためということで、沿岸漁業に認めた場合には、漁業者の要望により対応を検討するとございます。

この結果、2010年、正にこのルールがその年に適用されたという経緯がございます。そのときには、沿岸に1万トン、あと沖合底びきには、要望に応じて1,000トン付けたということが、そのときの経緯でございます。それ以降、このルールが発動されたことはございません。

今回見直すということで、ちょっと戻っていただいて、ページ数でいえば11ページになります。今回見直す必要性ということ、まず御説明したいと思うんですけども、こういう大量の来遊が資源評価対象海域外から来たという、そういう事象、特殊な事象だと思いますけれども、それを受けて、期中の再評価を行い得る体制が整備されるまでの間、というのが先ほどのルールの前提としてございました。ただ、10年たった今でもそういう、来遊に即応して再評価をして、枠を計算するといったことというのはできておりませんし、近い将来できるという見通しもないということでございます。

ということで、そういう応急措置的な対応としては、今後も必要だという認識がございます。

一方で、今回、新たな資源管理への枠組みに移行、管理全体が移行するわけですが、そういう中でこのルールを存続させるという観点からは、より科学的なアプローチに沿った仕組みにする必要があるのではないかと考えてございます。具体的に申し上げますと、現行のルールでは、資源への影響が軽微と科学的に説明可能、というところが前提になってございますけれども、必ずしもこの「軽微」というところが、どういうところにあるのか、といった判断基準というものはなかったというところがございます。さらに、制度的には、先ほど位置づけとしては「前借り」です、と申し上げましたけれども、翌年の、設定されていない枠を前借りするというのは、どうなのかというような観点もございます。

そういったところで見直すということを考えたわけですが、それに加えて、こういう制度を残すという前提で考えますと、ルールの発動について、先ほど、水政審の諮問を経てとあり、更にいくつかの前提条件があるという仕組みでございました。そうすると現場が非常に混乱、あるいは支障が生じている状況で、そういった手続に時間を要するところがございましたので、これは、こういうルールを残す以上は、機動的に発動できるようにした方がよいのではないかとこの観点で、ルールの見直しを行ったということ

でございます。

以上が見直しの論点でございます。資料の方の説明、資料に沿った説明に戻りますと、第1で基本となる考え方ということで、こちらについては、その漁期前の資源評価では予測できない資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生した場合の、来遊量の推定等が確定するまでの間の「暫定的な調整弁」と。現場の支障等を回避するための応急措置、あるいは緊急避難的な措置ということで、改めて位置づけた上で、所要の見直しを行いますということでございます。

次に、2、見直し（案）でございますが、発動の要件でございます。こちらについて、この書かれている2点を発動基準としたいと考えております。1点目、10月の実採捕日1日当たりの平均採捕量500トン、これは現行のルールと同じでございます。2点目については、11月についても実採捕日1日当たりの平均採捕量が600トンを超えるという形でございます。こちら、現行のルールでは、11月の見込み9,000トンとしてございましたが、1日当たりのものに変えているということでございます。この趣旨は、現行のルールですと、水政審への諮問という手続がありますので、11月中に諮問するという観点からすると、11月が終わるまではなかなか待てないということでございますが、今後、新しい見直し（案）のルールでは、要件を満たせば自動で発動ということにさせていただきたいと考えてございますので、これは11月の結果を最後まで見届けて、平均600トンということを超えるという状況で発動をするという、そういう考え方でございます。

続きまして、2の発動措置でございます。これについては、その発動要件を満たした場合は、これは大量来遊があったとみなすと。みなした上で1万トン、これは現行のルールの沿岸分に相当する量でございますけれども、1万トンを追加をするということでございます。

その上で、(2)として、その翌年漁期において、事後的な精算というか、調整をする仕組みにしたいと考えているんですけれども、翌年、これでX+1年と書いてございますが、まずX年、その大量来遊があったと思われる年のABCについて、その大量来遊を含む情報も加味してABCの再計算をします、というのが、まず①としてございます。

②として、その翌年、X+1年、これのABCについても、その前の年、X年に発生したと考えられる大量来遊を含む情報を加味して、ABCを再計算いたします。その上で、まずX年、要は発動された年の実採捕が、その再計算されたABCを上回っている場合には、その分は返してもらうというか、TACから差し引く、という考え方でございます。

その差し引く基となる数字は、X + 1 年、翌年の再計算の A B C ということでございます。

その下、ローマ数字の ii で、それ以外の場合、要は、実際に獲った数量が、再計算 X 年の A B C の範囲内であったときは、それは差し引く必要は生じないということで、その X + 1 年の再計算 A B C に T A C を変えるということでございます。

(3) として、この場合において、その再計算の A B C については、大量来遊に係る情報を加味しますので、基本的には増えると考えられるわけですがけれども、理論上は、再計算したら実は減っていましたという状況になるということも考えられます。考えられるわけですがけれども、ここに書かれておりますように、まず現行の T A C の運用については、他魚種を含めて漁期中、あるいは漁期終了後の配分数量の引下げは行っていないというのがございます。また、再計算値からの超過分については、その年以降の資源評価あるいは T A C に反映されるという整理で、そういう場合については再計算値ではなく、当初値を用いるということにしたいと考えてございます。

この規定を置く必要性についてなんですけれども、その次のページに、ルールが適用された場合のスケジュールが書いてございます。要は、これの場合、X 年にルールが発動されると、その年の 12 月に 1 万トン追加ということで、その翌年の 9 月頃に再評価が行われて、これで翌年の T A C の数量の調整を行うということでございます。すなわちこの仕組み自体が、期中に削減されることもあり得るということが前提となっております。

先ほども申し上げましたけれども、通常、期中に T A C 削減するというのは、漁業経営、あるいは操業計画に影響が大きいということで、基本はやらないわけですがけれども、そういうこと、要は、期中に下げる可能性があるという仕組みを取るという前提としては、やはり漁期の開始時点で、期中に削減される量の最大値が、関係漁業者がちゃんとわかっていると、自分がどれだけ使って、最大の場合どれぐらい期中に削減されるのか漁期開始時点で分かっているということが必要であろうというふうに考えます。

仮に、この再計算値が下がったときに、そこからの差引きをするということになりますと、漁業者、漁期開始時点でどれだけ引かれるのか。最大値が分からないという状況になりますので、そこは避ける必要はあろうということで、こういう規定を設けてございます。その足りない分というのは、翌年以降の評価あるいは T A C に反映させるという、そういう考え方でございます。

続きまして、3、運用についてでございますけれども、(1) で、これは基本的に発動要件を満たした場合には自動的に発動するというもので、水政審に対しては事後報告で対

応させていただければと考えてございます。

一方で、翌年の事後的な再評価に基づく調整、TACの変更については、水政審の方に、どれだけこの1万トンの下で漁獲がされたか、あと再計算のABCがどうなったか、そこも含めて、お示しをして、お諮りして、答申を得た上で行うと、そういう形を考えてございます。

最後、配分でございます。現行のいわゆる先行利用ルールでございまして、基本、先ほども申し上げたように「前借り」という形でしたので、沿岸1万トン、あるいは沖合底びき1,000トンという形で行われているわけですが、今回の仕組みではあくまでもTACの追加ということですので、基本は、配分シェアの見直しについて、という基本ルールに基づいて配分をします。ただし、関係業界に別途の合意がある場合には、それに基づいて決定をしたいということでございます。

続きまして、(2)として、翌年の差引き等々の関係でございしますが、まず①として、使った分によって差引きが生じる分については、それは使った方から引くという配分でございます。さらに②としては、X+1年、翌年の再計算によって増加することがあり得るわけですが、これについては、通常のTAC配分のルールで行う。(3)として、差引きが全く生じない場合についても、同様にTACの増ですので、通常の基本ルールに則って配分を行うと、そういう考え方でございます。

内容としては、以上でございます。繰り返しとなりますけれども、このルール、水産庁としては、新たな資源管理の枠組みの下でも存続をさせていきたいと考えてございますので、今回承認を頂ければ、スケトウダラの、先ほどの基本方針では「別紙」を作成する際に、こういったものを反映させて、盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

最後になりますけれども、現行のルール、先ほど来申し上げてきたとおり、「先行利用ルール」と呼ばれてきたわけです。通称というか、俗称というか、呼ばれてきたわけですが、この新たな見直しがなされた場合には「前借り」ではなくなるということで、ちょっと呼び方については考える必要があるのだろうというふうに考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

こういう取組というのは何か必要だろうというふうに思いますね。日本の沿岸は環境変動によって変動する資源が多いので、このほかにも今後出てくるんじゃないかというふうに思われます。

一般に水産資源に3つ特徴があって、1つは更新性、2つ目が変動性、3つ目が無主物性。1番目は子孫が生まれて、自律的に移動できるから持続的に利用できる。いわゆるM S Y、これは法律になっていますね。それから無主物性。無主物だと先獲り競争になって、乱獲だったり無益な競争が進む。これを避けるためにI Qがあると。これも法律でできた。

変動性だけ何の対応もないんです。研究所もそうなんだけれども。だから、変動性というのは、工業製品のように計画的に生産できないということです。だから、マイワシなんか400倍も漁獲量が変わったり、先ほど柳川委員から環境の問題やいろいろの御指摘があったと思うんですけども、そこに対する配慮というのは、やっぱり日本の場合には必要なので、こういう取組は、私は基本的に賛成です。

以上、コメントです。

○山川分科会長 御意見いただいたということで、どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 以前に、「前借り」ということで、今説明があったというようなことをやって、それは認識も理解もしていますし、この政策審議会でもやりましたので、よく分かっていますけれども、ほかの漁業者の皆さんとの兼ね合いというのはどうなっていくのか。今後、このようなシステムというのは、ほかの漁業者でも増えていくという理解でおられるのか。もし出てきた場合、ここでこれを反対しているわけではございませんけれども、ここで認めたということは、次の例えばイワシでもサバでもサンマでも、これらがこのような同じような状態になったときは同じような扱いをせざるを得ないと私は思うのですが、その辺はどうなんでしょうか。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長、よろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 御質問、ありがとうございます。

まず、このスケトウダラ太平洋系群のこういう扱い、非常にローカルかつ特殊なルールでございます。ということで、こういう仕組みを安易にほかの魚種に広げていくという考えはございません。

他方で、これと同じように、要は、このスケトウダラについては、資源評価対象海域外

からの予期せぬ来遊という現象でございます。そういう通常の資源評価では捉えられないような事象であるということが説明がつくのかという点と、あと、そういうことが起きたときに、現場に非常な支障が生じるというようなところ、そういったところについて、その必要性なり妥当性、あるいは域外からの来遊だということであれば、ある程度の科学的な根拠等も必要になるかと思えますけれども、そういったものを、そういった観点からの妥当性、必要性が整理できるのであれば、他魚種について検討するというのはあり得るんだらうと思えます。

一方でそういうルールを考えようとする、やはり発動基準をどうするのかとか、あるいは追加する枠、どれぐらいなのかというのは、科学的に厳密に詰めていくといつまでも答えが出ないということになろうかと思えますので、例えば過去の、過去こういう事象があって、こういう獲れ方をして、こういう支障が生じたという、そういう経験値とか、そういうものに基づいて、「おかしくないですね」というような基準というのを見つけた上でないと、なかなかルール化というのは難しいんだと思えます。あと、範囲についても、このルールについては、北海道の道南太平洋海域に限定したものですけれども、ルールを作るときにどういうエリアになるのかとか、そういったことも含めて検討する必要があるんだらうというふうに思えます。そこはなかなか課題としては大きいというか、簡単にルール化できるというものでもないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 今の点のコメントなんですけれども、確かにこのケースは多分、研究者も自分たちの計算どおりいかない理由が分かっている、こういう対応をするしかないというのはよく理解しているんだと思うんです。マイワシについても、普通の平均的な環境みたいなものでうまくいかなくて、やっぱり温暖レジーム、寒冷レジーム、今議論している最中なんです、そういうところを工夫して、いいときと悪いときと分けて、それでうまく資源管理ができるような工夫も今、少しずつ進められているところだと思います。

たまたま獲れたとかいうのは、こういうルールにはちょっと合わないんだと思えますけれども。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにもございますでしょうか。

ウェブで御参加の方々もいかがでしょうか。

井本委員から御発言があるということです。どうぞお願いいたします。

○井本特別委員 頂いている説明と頂いている資料というのがなかなか合致しなくて、ちょっと分かりにくかった部分はあるんですけども、先だって頂いた資料の中で拝見しまして、スケトウダラの先行利用に関しては、非常に機動的なルールの見直しということで、田中先生もおっしゃったように、私たちとしても有益なルールだと思って、支持したいと思います。

先ほどからマイワシの件、出ているんですけども、8月7日に、実は境港で対馬暖流系群のマイワシの資源管理の説明会というのを開催しまして、そこで正に他の魚種でもあり得るのか、このルールの適用があり得るのかという質問が出ております。この対馬系群のマイワシに関しましては、今年の春に、日本海においてはここ数年見られなかったような濃密な漁場形成がございまして、それによりTACの消化が進んで、漁獲の制限をしたりですね。最後には留保枠からの追加配分というのを頂いて対応いたしております。今後、同様のことはほかのTAC魚種でも生じることだと私たちは考えております。

それで、TACの適正な管理に努めるという一方、来遊資源の有効利用というのは、漁業者だけではなくて、産地関連産業にとっても重要なことだと考えております。漁業者と産地が安心して資源管理に取り組めるような仕組みというのを構築していくことが今後ますます重要になると考えておりますけれども、それについて水産庁として何かお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○山川分科会長 いかがでしょうか。魚谷資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 8月に、正に井本特別委員がおっしゃったように、私が境港の方へ行って、こういうスケトウダラのルール、マイワシについてもというようなお話を、その会議の出席者の方から質問をされました。そのときにも、先ほど私が説明したような基本的な考え方を御説明したというふうに記憶をしております。

基本的にはそういうことで、あらかじめ、通常の資源評価で把握できないということ、あと操業に支障が生じるといったところを前提にして、ルールを検討することは可能でしょうという話をしました。その2点目、操業上の支障というところを陸上まで広げると言われると、なかなかそこは厳しいのではないかというふうには思います。他方で、操業上の支障というところで読めば、その先にいるところにも、ある程度の悪影響というか、支障の緩和というようなところはあるんだろうというふうに思います。

一方で、今年のマイワシ、2月の獲れ方については、これが要はスケトウダラ太平洋系群の大量来遊に当たるようなものなのかというのは、十分検討する必要はある。もし、これをルール化を進めるとすれば、だと思えますし、先ほど私が申し上げたように、その発動基準なり、どれだけ増やすのというところについては、過去起きた事例とか、そういったものを踏まえて考えるということからすれば、そこは基本、業界の方でいろいろ、まずは検討されるというのがよろしいんじゃないかというふうに考えます。

以上でございます。

○山川分科会長 井本委員、いかがでしょうか。

○井本特別委員 現場の非常に厳しい声というのは、境港のときも同様に聞かれております。是非、地域産業としての水産業の発展、将来というのを視野に入れて、今後柔軟な対応を御検討いただければというふうに引き続き思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○山川分科会長 御意見を頂いたということでよろしく願いいたします。

田中委員から御発言があるということです。

○田中委員 済みません、田中です。

コメントなんですけれども、このスケトウダラの例というのは、ストック全体、資源全体の増減に係る突発的要因になっているんだと思うんですね。地域的な好不漁というのは別の問題なので、日本の法律では直ちにできないんだけれども、例えばIWCの先住民生存捕鯨だと5年間の枠になっているんです。5年分の枠を一気に与える。その5年分の枠を守れば、いつ、どの年に獲ってもいいというシステムになっているんですね。

これを日本で同じことをやろうとすると、できないので、結局貸し借りということになるんだと思うんですけれども、そういうやり方で解決は一応、その地域的な問題については、理論的にはできるということで、誰かが音頭を取ってやるということだと思えますけれども。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

谷委員から御発言があるということです。谷委員、よろしく願いいたします。

○谷委員 のぞみ漁業の谷でございます。よろしく願いいたします。

私の方でも、この案に対してはもろ手を挙げて賛成という内容であると思っております。この日本周辺の資源の多くが外国の漁業にも利用されておまして、資源評価においては、

それら外国漁業の影響による不確実性は、もう既に指摘されております。そのような中で来遊経路の変化をはじめ、通常の資源評価では予測できない突発的事態が発生した際に、こういった緊急避難的な措置が取られるということは、漁業者にとってもとても、とても資源管理に取り組む上で役に立つものではないかと思っておるわけです。

そんな中で、その地区の方での魚種へというのを広げるというのは、ちょっと難色を示されているような空気がございましたけれども、特定魚種でない、いわゆる一般大衆魚の方が、こういった突発的な事態が起きたときの、例えば我々まき網でも獲り分けというのは難しいんですよね。混獲を避けようと思っても避け切れないのが、やっぱりこの大衆魚で、広範囲に、どこで操業してもどうしても混獲が出てくると。TACの枠がどうしても付かなかった場合には、混獲を避けるために操業停止にしなければいけないのかというところが、やっぱり我々漁業者として一番懸念をいたしておるところでございますので、大衆魚で、そういう事態になってしまったら、どの海域でも操業できないということに、簡単に考えてなってしまうわけですね。

ですので、是非ほかの魚種でも、こういった混獲だけでも枠を超えてしまうよというような状況が出てきたときには、こういった緊急避難的な措置というのは、是非、前もって考えていていただきたいなと思っておるところであります。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

貴重な御意見を頂いたということで、よろしいでしょうか。

では、藤田資源管理部長、よろしくお願いします。

○資源管理部長 皆様、ありがとうございます。

私の方もかなり漁業の対応をやってきたので、御意見はよく分かるんですけども、それぞれの資源におきまして、やっぱりその構造とか、来遊するパターンみたいのがあって、緊急避難措置が乱獲を導くような措置になってしまっただけでは、これは本末転倒なので、やはりそこは我々としては慎重に考えざるを得ないというところは、御理解を頂きたいというふうに思います。

その上でしっかりするのは、特に浮魚資源につきましては、これまでは来遊状況の変化があるということで留保枠の運用ということで、その地域的な変化に対応するような形の運用を、できるだけ広げてきた。それで柔軟な対応をしてきたということでございます。それ以上に、何かちょっと上手にというんですか、乱獲に陥らない範囲で、うまく制度を

動かしていくというようなアイデアというか、やり方があるようであれば、御意見を頂きながら我々の方も検討をしたいと思っておりますけれども、「安易に」というのは、ちょっと難しいということは御理解を頂きたいと思っております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

このような御説明がございましたので、よろしく願いいたします。

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ほかにないようでしたら、スケトウダラの漁獲可能量の取扱いにつきましては、原案どおり承認をしていただいたということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

本日の会議、まだまだ長くなりそうですので、この辺で一旦休憩を取りたいと思っております。

10分ぐらい休憩ということで、3時半再開ということで、よろしく願いいたします。

(休 憩)

○管理調整課長 それでは、分科会長、お願いいたします。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

では、続きまして、諮問第336号、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更（くろまぐろの国内配分数量の一部変更）についてです。

事務局から、資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 引き続きまして、資源管理推進室長魚谷でございます。

資料4-1と右肩に書いているものを御覧ください。

それでは、まず諮問文を読み上げさせていただきます。

2 水管 第1137号

令和2年9月18日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の
検討等について（諮問第336号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（令和元年12月26日公表。以下「くろまぐろ基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり、「くろまぐろ基本計画」を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、「くろまぐろ基本計画」を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

この資料、次のページからが、「くろまぐろ基本計画」の新旧対照表でございます。何枚かめくっていただくと、横紙の資料、ホチキス留めの部分に資料4-2と書かれているものがございます。こちらに従って、御説をさせていただきます。

1枚めくっていただきますと、主な項目というものがございます。これが今回の内容でございます。まず、第6管理期間の管理状況、これは報告事項でございます。二つ目、第6管理期間の配分量（配分数量の一部変更）ということで、こちらが諮問事項でございます。その次の第6管理期間の配分量の融通（第3回）でございます。こちら、基本的には事後報告で処理できるものでございますけれども、タイミング的なものもございまして、今回諮問させていただく変更案の中に、盛り込んだ形とさせていただいております。最後、資源評価のためのデータ収集（近海かつお・まぐろ漁業）、これは諮問に係る部分と、報告に係る部分がございます。

それでは、順を追って説明させていただきます。

さらにめくっていただいて、まず、第6管理期間の漁獲状況ということで、横紙ですと、右下の3ページ、4ページになります。3ページが小型魚、4ページが大型魚の漁獲状況ということで、黄色で示している県、あるいは漁業種類や大臣管理漁業の漁業種類について、7割を超えている状況になっているということでございます。

続きまして、右下のページ番号でいきますと5になりますけれども、第6管理期間の配分量、これが一部変更に係る総括表でございます。第6管理期間、始まってからこれまで、5月1日付で、前管理期間、第5管理期間の未利用分の繰越し等を行いまして、さらに5月28日付で、留保分なり移譲分の配分、あるいは融通という形でやってきてございますが、

今回につきましては、クロマグロ小型魚について融通と、あと大型魚について融通と、あと近海かつお・まぐろ漁業に関する配分量の変更ということでございます。

まず融通の件です。続きまして、6ページ目、第6管理期間配分量の融通、第3回目、①でございます。8月に関係団体、あと都道府県との間の配分数量の融通要望調査を、水産庁の方で行いました。今管理期間、第3回目でございます。その結果を表でお示ししてございます。まず大中型まき網の方から30トン、小型魚の漁獲枠を減らして、大型魚の増加を希望というのがございます。

あとその次、石川県等、計7県でございますが、こちらは逆に大型魚の漁獲枠を減らして、小型魚の枠増加を希望ということで、それぞれの希望数量が、右端の希望数量として書かれてございます。

あとその下、大型魚の漁獲枠の増加を希望しているのが、山形県等4県、あと小型魚の漁獲枠増加希望が山形県と2県ということで、それぞれ希望数量について、右の欄に示してございます。

1枚おめくりいただいて、この結果として、まず石川県ほか6県の大型魚と、大中型まき網漁業の小型魚との交換が成立ということで、下にございますが、大中型まき網が30トンの小型魚を石川県を含む7県、こちらの30トンと交換すると。要望に対する充足率で、各県、約42%という形になってございます。山形県、和歌山県、沖縄県の大型魚、あと山形県、和歌山県の小型魚の要望については不調ということでございますけれども、別途、2県間の協議がありまして、その結果、石川県の大型魚を宮崎県に譲渡するということが成立をしてございます。

その結果、全体の配分数量を総括した表が、次のページ、8ページと9ページの方に載せてございます。これが諮問の内容、基本計画の変更の中身の一つとなっております。

続きまして、右下の数字で10ページでございます。資源評価のためのデータ収集ということで、ISCの資源量推定で、近海かつお・まぐろ漁業の4月～6月の大型魚の漁獲データが必要になるということで、今年、今漁期は1月～3月、4月～6月、7月～12月と、3漁期に分けて管理をしているわけですが、4月～6月、このデータ収集にとって重要な時期の配分数量につきまして、5月1日に191.9トン、5月28日に50トン、それぞれ追加配分をしてございます。

1枚おめくりいただいて、5月28日に追加配分しました50トンにつきましては、更に飛んで、右下の数字でいいますと、12ページにございます、これは近海かつお・まぐろ漁業

協会の方で操業計画を作っていただいて、東経130度より西側の海域での大型個体の漁獲データを収集できるような形でやりましょうという形での計画となっていて、これに対して50トン付けたということでございます。

11ページに戻っていただいて、この4月～6月期の採捕については、最終的に449.4トンで終了したと。この4月～6月期の漁獲の推移、グラフ、あるいは採捕の自粛、あるいは勧告に関する経緯を載せてございますが、この結果として、4月～6月期、クロマグロ大型魚の漁獲量23.4トンの未利用分が発生をしております。これはデータ収集のため、4月～6月期ということで追加配分したものでございますので、この期が終わったということで、この23.4トン为国の留保の方に繰り入れると、こういう形でございます。これについても諮問の内容、基本計画の変更の方に反映させているものでございます。

最後、13ページ。右下、ちょっとホチキスで見えないかもしれませんが、ここで最終的にこの6月以降、漁獲データはどういうふうに収集されたかという御報告でございます。この下の図にありますように、6月1日以降、西側の海域で平均体重でいうと1尾当たり179.5キロが273尾と、そういう結果となったわけございまして、この時期については当然ながら、東側の漁場での採捕はなされていないということでございます。この収集された漁獲データについては、ISCによる資源量推定に有効に活用されるということを期待しているところでございます。

私からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

オンラインで御参加の方々も、よろしいでしょうか。

では、特に御意見等ないでしたら、クロマグロの国内配分数量の一部変更につきまして、原案どおり承認をしていただいたということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、漁業法等の一部を改正する等の法律による改正後の漁業法第41条第1項第5号の船舶に係る農林水産大臣の定める基準についてです。

事務局から資料の説明を、よろしくお願ひいたします。

○管理調整課長 資料の5-1を御覧ください。

まずは諮問文を読み上げさせていただきます。

2 水漁第708号

令和2年9月18日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業法第41条第1項第5号の農新水産大臣の定める船舶の基準について（諮問第337号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第41条第1項第5号の農林水産大臣の定める船舶の基準を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容を説明させていただきます。縦紙でございますので、右閉じになってございます。告示の内容が次のページ、資料5-2から、その次の資料5-3と続きます。内容につきましては、資料5-4、最後のページで説明いたします。

漁業法第41条第1項第5号の船舶の基準を定める告示についてが、内容として2つございます。船舶の基準を定めるということでございます。まず1つ目でございますが、指定漁業の許可及び取締りに関する省令、いわゆる指定省令と言われておりますが、第6条の規定に基づきまして、総トン数20トン以上の漁船については、船舶の設備基準を定めるということとなっております。

前から御説明しておりますが、今回の法改正に伴いまして、大臣許可漁業が指定漁業、特定大臣許可漁業の2本から、今回、大臣許可漁業ということによって一本化されたということでございます。これまで制度上は、この特定大臣許可漁業は、この船舶の設備基準の対象となっておりませんでした。今回、大臣許可漁業として一本化されますので、新たに特定大臣許可漁業も同じ船舶の設備基準の対象となるということでございますが、我々船舶の建造許可等を扱っております。実態上は、これまでこの辺の特定大臣許可漁業の漁船についても、設備基準を満たした形で建造されてきておりますので、実態上問題ないものというふうに考えておりますし、また、この船舶の設備基準自体、船舶の中での労働の安

全ですとか、それから乗組員の方への居住性とかも含めて重要なものと思っておりますので、これが適用されるということは望ましいことというふうに考えてございます。

②の方で、もう1つの方でございますが、これまで船舶の基準として、ここは資料の方に戻っていただくといいと思いますけれども、資料5-3、2ページほど戻っていただくいいと思いますが、沖合底びき網漁業につきまして、5-3の2ページ目を見ていただくと分かると思いますが、トン数ごとに、機関の出力の最高限度を定めておりました。これはこれまで、入れ物として省令で規定しておりましたが、今回全体的な法律の構造の整理の中で、これを告示で規定するという事となっております。ですから、省令が告示になったというだけで、位置づけは変わりますけれども、守らなければならないというのは変わりませんし、中身も変わりません。こういうことになっております。

一方で、それ以外に、大型捕鯨業とか、今回なくなってしまったような漁業についても規定されておりましたが、それは漁業種類の整理の関係とともに、そちらは廃止いたしましたので、実態として営業がないということでございます。現在も残っている漁業についての沖合底びき網についての機関の出力の規制は、そのまま位置づけは告示に変えますが、残すという内容でございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

オンラインで参加しておられる方々もよろしいでしょうか。

では、特に御意見等ございませぬようですので、漁業法等の一部を改正する等の法律による改正後の漁業法第41条第1項第5号の船舶に係る農林水産大臣の定める基準につきましては、原案のとおり承認をしていただいたということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について、です。

事務局から資料の説明を、よろしくお願ひいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 国際課かつお・まぐろ漁業室長の石塚でございます。

お手元の資料の右上6-1を御覧いただきたいと思ひます。

まずは、諮問文を朗読させていただきます。

令和2年9月18日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正
について（諮問第338号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

今回の省令改正の内容でございますが、次のページ、資料6-2がその本文でございます。そして、新旧対照表が次のページに掲載してございまして、説明については最後のページ、7ページの資料6-3、これに基づきまして御説明させていただきたいと存じます。

今回、指定漁業の許可及び取締りに関する省令の一部を改正する省令案でございますけれども、中身としては「さめ類に関する包括的保存管理措置関係」ということでございます。1番の改正の概要のところを御覧いただきたいんですけども、この省令は、昨年12月に開催されました中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）でございますけれども、ここの年次会合で「当該海域のさめ類の長期的な保存と持続的な利用に関する保存管理措置」、これが採択されました。これに対応して、日本の漁業者が遵守すること、これを義務付けるために指定漁業の許可及び取締り等に関する省令を改正するものでございます。

具体的なWCPFCで改定された定められた内容でございますけれども、2の背景・経緯の中段、①-1とナンバリングされていますけれども、こちらを御覧いただきたいと思います。

まず①-1で、2020年、21、22年において、条約加盟国等において、「ひれを切り離さない状態でさめ類を水揚げすること」、「ただし、さめの魚体と対応するひれを同じ袋に

保管する等、魚体と対応するひれを容易に特定できるような代替措置を取ることができること」、これが第1点でございます。

2つ目が、まき網漁船がヨゴレ、それからクロトガリザメ、これを混獲した場合における監督当局への引渡し又は廃棄の義務付け、これらがWCPFCの加盟国に対して義務付けられたというものでございます。この国際義務を受けまして、今回の改正内容といたしましては、具体的には、1つは指定省令第60条の2の2の規定で、中西部太平洋海域において、原則サメ類のひれの切離しを禁止するということを規定しました。また、別途告示に規定する代替措置を取った場合には、この限りではないということとしております。

次の裏のページを御覧いただきたいと思いますが、指定省令第33条の3の規定において、大中型まき網漁業者においては、サメのうち、ヨゴレとクロトガリザメ、これに限って販売を禁止すると、こういうことを規定して、今回の国際的な措置に対応しようということしたものでございます。

なお、今回決定されたサメの保存管理措置につきましては、我が国の漁業者の操業に影響を与えるものではないということで承知しておりまして、また、既にこのような規制が11月から講じられるということについて、関係漁業者の方には事前に周知しておるところでございます。

なお、改正の施行期日については、本年令和2年11月1日ということを用意しておりまして、資料6-2に記載しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、質問等ございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 田中です。

素朴な質問なんですけど、サメの定義ってあるんですか。何か農林統計かなんかで、たしかタコはタコと呼ばれているものと書いてあって、タコと呼ばれていけばイカでもいいのかという、何か疑問に思ったことがあるものですからね。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 御質問ありがとうございます。

WCPFCの中で、サメ類の定義が今回の保存管理措置の中で規定されておりまして、それによりますと、サメ類、ガンギエイ類、エイ類及びキメラの全ての種ということでW

C P F Cのサメ類としては定義付けられているということでございまして、これに準じて、日本の漁業者に守っていただくということとしてございます。

○田中委員 この規則でそこは読み取れるのかという、省令改正の省令全体の中で。何か附則じゃないか、付表か何かが必要のような、ちょっと思ったんだけども。

○かつお・まぐろ漁業室長 済みません、ちょっと確認をさせてください。

○山川分科会長 では、後日ということですか。

○かつお・まぐろ漁業室長 はい、後日確認させていただきたいと思います。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

内田委員。

○内田委員 ちょっと確認したいだけなんですけど。

まずこの背景のところに書かれている①-1の部分、これは「ひれを切り離さない状態でさめ類を水揚げすること」というただし書があります。それから②のところでは、「まき網漁船が」という書きぶりになっていますが、この①のところは、まき網を除外したほかのサメを専業でという意味合いなんではないでしょうか。

それからもう一つ、細かい質問ですけれども、これは「よごれ及びくろとがりざめを混獲した場合」というふうに書いていますが、ほかのサメについては①の部分に準ずるような扱いということでしょうか。

○山川分科会長 石塚室長、いかがでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 ありがとうございます。

第1点目の方につきましては、こちらはまき網ではなくて、はえ縄の方ですね。こちらで漁獲したものについて規制したというものでございます。まき網についてはサメを混獲してしまうということから、船の上でそれを選別したりできないものですから、まず陸揚げまでするわけですけれども、販売は禁止するというような措置をW C P F Cの方で取っているというものでございます。

ヨゴレとクロトガリザメですね。これに限定して保存管理措置を定めているというものでございます。

○山川分科会長 太田審議官。

○資源管理部審議官 済みません。審議官の太田でございます。

ちょっと補足説明いたしますと、このクロトガリザメとヨゴレというのは、もともと資源状況がすごく悪いということで、基本的に所持禁止にしようかと、かかっても全て放

しましようということになっていたんですけれども、まき網の場合、若狭さんがいなくなっちゃったんであれですけれども、その獲ったときに、まき網の中から、ぼこっとすくって魚倉に入れてしまうので、そのときに小さいサメだと混ざっているかどうか分からなくて、陸揚げするときに初めて、ああ、かかっていたんだというような、もちろん分かっていたらその場ではじけばいいんですけれども、必ずしもそうもできないという状況があるということで、それでそういうのまで所持禁止に違反するというふうにするのはやり過ぎじゃないかということをお日本の方から言いまして、その結果、偶発的にもその漁獲物の中に所持禁止の種が混じっている場合であっても、それをちゃんと売ったりしなければいいですよということで、この規定が入ったということです。

だから、このヨゴレとクロトガリザメに関してはそもそも所持禁止なので、最初のひれを切り離さない状態であるということが、そもそも適用されないということです。

よろしいですか。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。包括的保存管理措置、サメの場合には随分長く、ずっとWCPFCでも検討されてきたので、ようやく通ったというところだと思うんですけれども、日本の場合には、この1と2と選択肢が二つあって、いわゆるひれを切り離さずにそのまま水揚げまで、付いた状態で、ナチュラルな状態で水揚げする場合と、切りはするけれども、しっかり同定ができるように、どの魚体とどのひれがマッチするのかということが分かるようにという、この2つの選択肢のうち、どちらを取る方が多いんでしょうか。

○山川分科会長 石塚室長、いかがでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 ちょっと統計自体は取ってはおりませんが、どちらなんでしょうかね、ちょっとその辺は承知しておりません。

○資源管理部審議官 申し訳ございません。気仙沼に行かれた方は分かると思うんですけれども、気仙沼の近海はえ縄船でメカジキやサメを獲っている方々というのは、基本的にはひれつけたまま水揚げして、市場で、ひれ切り専門の作業員が、ひれを切って、ひれはひれの加工場に、魚体は別の加工場にみたいな形でやっているんですけれども、気仙沼自体が日本のサメの漁獲の8割～9割ぐらいをやっているんで、正式なデータはありませんけれども、ほぼ、かなりの部分が、大半の場合はひれ付きでやっているんじゃないかと。

ただ、少し遠めのところで操業する近海はえ縄船とか、あと大型のはえ縄船なんかは冷凍する場合がありますので、その場合はひれと一緒に、ひれをそのままつけたまま冷凍すると、なかなかその保管も難しいし危ないしということということで、基本的には切り離してやっているというパターンがあると思います。ただ、かなりの部分はつけたままやっているんじゃないかなというふうに我々は認識しているんですけども。

○山内特別委員 ありがとうございます。済みません。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで参加しておられる方々も、いかがでしょうか。

では、特に御発言等ございませんでしたら、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第334号～338号につきまして、確認のための答申書を読み上げさせていただきます。

答申書

2 水 審 第 12 号

令和 2 年 9 月 18 日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

令和 2 年 9 月 18 日に開催された水産政策審議会第103回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第334号 資源管理基本方針の策定について

諮問第335号 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更（すけとうだらの漁獲可能量の取扱い）について

諮問第336号 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更（くろまぐろの国内配分数量の一部変更）について

諮問第337号 漁業法等の一部を改正する等の法律による改正後の漁業法第41条第1項第5号の船舶に係る農林水産大臣の定める基準について

諮問第338号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について

それでは、この答申書を太田審議官にお渡しいたします。

（分科会長から資源管理部審議官に答申書手交）

○山川分科会長 では、続きまして報告事項に入ります。

事務局から報告事項が1件あるということです。

まず、鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針（案）についてということで、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○捕鯨室長 国際課捕鯨室長の日向寺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

報告事項、鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針（案）について、御説明をさせていただきます。

資料ですが、左上に資料7-1と書いてある資料を御覧ください。

最初の1枚目が概要になっております。1枚めくっていただきまして、3ページ目からが、鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針（案）の全文でございます。御説明の方は、1ページ目、2ページ目でさせていただきます。

概要でございますけれども、まず「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」というのがございまして、こちらの方は商業捕鯨を再開するために必要となる科学的情報の収集を行っていく、要は調査捕鯨を行っていくための法律でございましたけれども、昨年7月1日で商業捕鯨を再開いたしましたので、法律の方も昨年12月に改正されまして、「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」、商業捕鯨をどのように持続的に進めていくかというような内容に改正されております。

これに伴いまして、法律に基づきまして基本方針というのを定めて閣議決定をすることになっておりましたけれども、法律が改正されましたので、基本方針の方も改めて改正をいたしまして、閣議決定を行う予定にしております。

主な変更点でございますけれども、まず法律名が変わりましたので、題名が変わっております。二つ目としまして、施策の基本的な方向というのを新設いたしましたので、これは3点ございまして、まず、鯨類資源を持続的に利用するという我が国の基本姿勢、それから国際機関と連携をしていくということ、それから再開した捕鯨業を円滑に実施していくということを中心に記載がされております。

三つ目、科学調査の意義でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、法律が改正されましたので、こちらの方も捕獲可能量の算出や管理方策の策定に利用するために科学的知見の蓄積を図るというように変更されております。

(4)～(6)は(2)を受けて記載されておりますけれども、まず捕獲可能量の算出ですけれども、こちらの方は鯨類科学調査によって収集した科学的根拠に基づいて行っていくということ、それから政府は捕獲可能量の範囲内、内数で捕鯨業者さんに配分する捕獲枠を設定していくということが記載されております。

(5)は、政府は予算の範囲内で、捕鯨業の円滑な実施のために必要な措置を講じていくということが記載されております。

(6)でございますけれども、日本は国際捕鯨取締条約から脱退はいたしました、まだIWCにはオブザーバー参加をしております。今年はテレビ会議となりましたが、科学委員会に出席しております、総会の方は1年延期ということになりましたが、今後とも情報の提供ですとか、そういうところの協力は続けていくということと、それからIWCを脱退したとはいえ、IWCの中には従来まで日本の味方をしてくれた国がまだたくさん残っておりますので、そうした国とも今後とも協力を推進していくということが記載されております。

(7)ですが、鯨類の適正な流通の確保等に関する基本的事項といたしまして、商業捕鯨を再開しましたけれども、そうしたところで違法な鯨肉が出回っては仕方がないので、今、クジラは1頭1頭、DNAで個体識別できますので、そうした調査をして、違法な鯨肉が出回らないように、しっかり管理をしていくということが記載されております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

田中委員。

○田中委員 質問です。商業捕鯨の中というか、定置網等による混獲に関するDNA登録とか管理とか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○山川分科会長 日向寺室長、いかがでしょうか。

○捕鯨室長 御質問、ありがとうございます。

DNA登録につきましては、まだ省令も残っておりますので、定置混獲についてもきちんとDNA登録して、管理をしていっております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

内田委員。

○内田委員 すみません、素人の質問になってしまうかと思うんですが、この鯨類の資源管理については、基本的には国際資源とみなしながら国内でやられるのか、それで将来的にはTACの対象種としてお考えなのか、ちょっと矛盾する観点から言っていますけれども、その辺を教えていただければ有り難いと思うんですが。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○捕鯨室長 TACに移すかというのは、これからまた省内で検討が開始されていくことになりますけれども、ひげクジラにつきましてはIWCで開発したRMP（改定管理方式）という方式で捕獲頭数を設定しておりますので、MSYとちょっとなじまないような部分もございますので、その辺をどうしていくのかというのは今後、検討していきたいと考えております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで参加しておられる方々、いかがでしょうか。

では、特にございませんようですので、この件はこれぐらいにさせていただきます。

では、続きまして、その他に移りたいと思います。

その他ですけれども、何か、委員の方々からございますでしょうか。

水産庁からお知らせがあるということですので、よろしく願いいたします。

○資源管理部審議官 すみません、審議官の太田でございます。

資料の一番後ろだと思うんですけれども、その他、太平洋クロマグロに関するWCPC「北小委員会」への我が国の提案についてということについて、ちょっと御説明をさせていただきます。

毎年、提案を出した後に、去年も説明をさせていただいておりますので、ちょっと今年

は状況が違いますけれども、お聞きください。

タイトルが、太平洋クロマグロに関するWCPFC「北小委員会」への我が国の提案について、ということで、ページ番号がすごく薄くて申し訳ないんですけども、まず、右下に薄く2ページと書いてある、タイトルが国際委員会における決定事項ということでございます。これは、現在の資源管理措置を、特に左半分ですけれども、小型魚は2002年～4年の水準から半減する。大型魚はその水準から増加させないということなんですけれども、今年に限って、今年末で失効する特例措置というのが3つございまして、1つは未利用分を翌年に17%まで繰越し可能と、これは以前は5%だったわけですけれども、17%繰越しが可能というふうになっておりまして、これもあって今年の実際の漁獲枠はかなり前の年に比べて見かけ上増えた形にはなっています。

それと、台湾からの通報により大型魚の漁獲上限を我が国へ300トン移譲することが可能ということで、これは今年2月だったか3月に台湾から通報が来て、これも既に国内で配分をしておるところでございます。

それと、これは数年前に決まったことなんですけれども、小型魚の漁獲枠を大型魚に振替可能ですよと。これは小型魚を獲るよりも大型魚を獲る方が資源に優しいので、できる限りそういう形で小型魚の漁獲を減らしましょうということで、そういう措置が数年前に入ったものでございます。

これらの3つが今年末で失効することになっておりますので、ちょっとこれはまた後で御説明申し上げます。

東部太平洋のところはちょっと飛ばしまして、それで右側のWCPFCにおける漁獲戦略とありますけれども、これは単純に言うと、増枠するときのルールというのを数年前に決めておりまして、①の暫定回復目標とか、その達成した後の次の次期回復目標とかを、一定の確率で今後達成する見込みであるということが必要になってきます。その上で、③の長期管理方策ということで、60%という確率を下回った場合には管理措置を強化しろと。もっと単純に言うと枠を減らせということになると思いますけれども、他方、思ったよりも資源の回復は早くて、この確率が高い場合は増枠を検討していいよという、こういうルールになっておるわけです。

次のページというか、右下に3と書いてあるスライドでございますけれども、今年、新たな資源評価をやりまして、その結果がここに簡単に書いてあるわけなんですけれども、資源は、ペースはゆっくりですけれども順調に回復していると。この青い実線部分が、こ

れまでの親魚の資源の推移を示しているものでございます。その後の線の部分は、今の部分は、今の管理措置を続けた場合に資源がどういうふうが増えていくかということを表示しておりまして、2020年までに暫定回復目標を達成しなければいけませんけれども、はるか上の方にグラフが来ていると。その後は2034年に次期回復目標という、右側にありますけれども、そこもかなりグラフが上に来ているということで、かなり想定よりも早く資源が回復するという予測になっております。

ただ、1つ問題がございまして、この将来予測を行うに当たっては、将来的に毎年、子供がどのぐらい生き残るかという仮定を置かなければいけないんですけれども、その仮定を今どういうふうに置いているかと言いますと、暫定回復目標を達成するまでは低加入と、これは後で下のスライドで説明しますが、加入が低いという想定で、その暫定回復目標を達成した後は、歴史的な平均的な加入に戻りますという想定をしています。

次のページ4ですけれども、じゃ、その加入が最近どうなっているのかということを見たのがこれなんですけど、2016年は非常によかったんですけれども、2017、18もいいと思っていたんですが、資源評価をやってみたら、一番右の黒い点、2つでございまして、どうも余りよくないと。というか、むしろ低加入よりも低いんじゃないかという結果が出てきておりまして、そうするとさっき言った将来予測を行うに当たっての前提が、そもそも違うんじゃないかという意見が出る危険というか、可能性がございまして。

それで、おとし日本は増枠提案を出しているんですけれども、そのときにあった一番大きな議論というのは、そのときに増枠提案が検討可能になった一番の大きな理由は、2016年のこの加入がよかったと。4ページの右に上に突き出た分もありますけれども、これは2016年の加入で、歴史的な平均値の1,300万尾よりもよかったと。これが一番大きな理由なんですけれども、そのときに、ほかの国から言われたのは、1年ぐらい加入がよかったからといってすぐに増枠するのはいかがなものですかねと、もう少し様子を見た方がいいんじゃないですかということを言われています。昨年も増枠提案を出していますけれども、そのときは、2017年、18年の加入は暫定的には問題ないということだったので議論にはなりませんでしたが、今年の場合は、やっぱり2017、18より悪いじゃないですかと。2016年だけだったじゃないですかということと言われる可能性があるということでございます。

さはさりながら、前のページのグラフを見れば、将来予測としては増えていくだろうと。その前提が正しいかどうかは別にして、増えていくという、今の決まった形で計算すると

増えていくという形になっているということでございます。

次の5ページなんですけれども、これが昨年の増枠提案を赤で示した、3番目の小型魚は10%、大型魚は1,300トン増やすという提案を出しております、右側に確率が書いてありますけれども、これが81、88と、決めた基準よりも高いわけで、それでこの提案を出したんですけれども、これは何で3番にしたかという、本当は8番が一番増枠率が多い提案で、これを出すということも考えたんですが、ほかの国からは西側で小型魚を獲り過ぎているという批判を常々受けておりますので、少し小型魚を減らした提案を出しましょうということで、この3番にしたという経緯がございます。

それで、今年なんですけれども、スライド番号の右下6番なんですけれども、今年の新たな資源評価の結果、資源は順調に増えていきますので、この確率がみんな上がっております、この6ページの12番が去年と同じシナリオなんですけれども、去年81%と88%だったものが99と95%になっているということで、その分は大分よくなっているということでございます。それで、見てもらえれば分かりますけれども、1～12のシナリオですね、ほとんどその回復目標の達成確率は変わりませんので、去年みたいな差がないということで、今年4番の一番増枠率の多いプラス20%、小型、大型共に20%増枠という提案を先週の金曜日に出しております。

その次の7ページでございますけれども、今後の予定としては、10月6～7日に太平洋クロマグロに関するIATTC、これは東側の国際機関なんですけれども、これとの合同作業部会を開催して、その結果を10月8日の北小委員会に送るということでございます。北小委員会で何か合意ができれば、それは12月のWCPFCの年次会合に出すと。

ということなんでございますけれども、赤で書いていますように、コロナの関係で全てテレビ会議になることになっていまして、テレビ会議でなかなか難しい議論をするのは難しいので、複雑な議論をするのは難しいので、議題を絞った上でやるということになっているんですけれども、WCPFCの過半数を占める太平洋の島嶼国が、テレビ会議では複雑な議論はできないし、その通信環境等で途上国は不利なので、実質的議論は今年はしませんと。これはクロマグロに限った話ではなくて、基本的にWCPFC全体の話として、今年実質的議論はもうしませんと高らかに宣言しております、WCPFCの北小委員会にも、島嶼国、3か国入っております、同じ立場を取ると思われますので、今年、我々の増枠提案が合意されることは極めて厳しいというのが正直なところでございます。そもそも議論に入れるかどうかというところから、難しいのではないかと思いますけれど

も、本件につきましては常日頃から国内の方々からいろいろ御意見も頂いていますし、8月21日に説明会を開いたときも、同じことは説明しておりますけれども、それでもやっぱりきちんと増枠提案をして、言うべきことは言ってほしいと言われておりますので、今回提案を出しまして、日本が現在置かれている様々な難しい立場、特にクロマグロを管理するに当たって、いろいろと難しい問題が生じておりますので、それをほかの国にしっかりと説明していきたいというふうに思っております。

私の方からは以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

堀内委員。

○堀内委員 堀内です。

私は、多分W C P F Cは島嶼国が参加しないと、会議に。これは現場の漁業者はもう報道等でほぼ知っております。今年はまだ厳しいだろうという状況ではありますが、先ほど審議官の方からの発言にあったように、それでも発言はしていただきたい。増枠の提案はしていただきたい。これは漁業者は十分理解しております。

それと、現場のマグロの増減はどういうふうになっているんだというのと、私のところの青森では、今年は小型魚が増えています。大体2歳魚が中心で、例年に比べて、沖合よりは沿岸寄りを走っている傾向があります。大型定置よりも、小型定置の方、より陸側に入っているという状況です。そして大型魚に関しては、多分以前よりはかなり沖合を走っている。大型魚は今、青森だと定置には余り入ってこないです。

ですから、さっきの融通に関しても、日本海側の北陸を中心に、小型魚を融通してほしいという意見は、多分水温か餌の関係か分からないんですけども、大型はより沖合を走っていると。小型が沿岸に寄って走って、漁獲されていると。

状況としては、現場の感覚としては非常に増えています。昨年度はうちの定置ですと、量でいくと、多くても1,000尾～500尾の放流が何回かありました。今年度は最大で1万尾以上の放流が1回ありました。これは中心が2歳魚です。その群れが今、夏場、津軽海峡に小型魚が入ってこないで、そのまま北海道の日本海側を北上している。今まで漁獲がなかった小樽沖とか、向こうの方で小型魚が群れを成して回遊しているという状況です。

ですから、なかなかその数字では出てこないんですが、現場の感覚としては非常に小型魚が増えているという状況だと思います。

現場の希望としましては、多分今回のW C P F Cは会議は行われぬというのは予測はしておりますが、増枠とそれに追加ですね。繰越しの昨年度の17%、これも引き続き提案をしていただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 太田審議官。

○資源管理部審議官 再び太田でございます。

ちょっと誤解をなきようお願いしたいんですけれども、会議はやりませし島嶼国も出ると思うんですけれども、日本から提案をして説明をしても、いや、今年は難しい議論は私たちはやる気はございませんというふうに言うだろうということでございます。その場合、何が起こるかと言うと、さっき説明した今年できる3点の措置というのがあるんですけれども、それを延長するかどうかという話で、正に今おっしゃったように、17%の繰越しが非常に重要だと分かっていますので、その場合はできる限り、その措置を延長するような形に持っていきたいなと思っておりますけれども、ただ、一言申し上げておきたいのは、台湾からの300トンについては、いろいろと事前にやりましたけれども、今年、台湾が非常に漁獲が増えたと、去年は500トンも獲っていなかったのが今年もう1,200トン近く獲れてしまっているということもあって、とても日本にあげる余裕はございませんというふうに言われておりますので、台湾からの300トンについてはなかなか厳しいと思っております。引き続き、ちょっと話はしたいなと思っておりますけれども。

さっき定置にたくさん入ったというふうに言われて、これは8月21日の説明会のときにも言われましたけれども、2018年の加入が悪いと言うけれども、今年、正に2年魚がたくさん入っているのは感覚と違うという話も結構言われているので、これはうちの方で、いろいろその規制の影響で、その加入のデータというのがどうも歪んでいるんじゃないかというような意見を言う人もいますので、来年に向けていろいろと調べて、必要があればその補正すべきじゃないかみたいな議論もやっていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。私も2017年の加入はいいという、今日見ていたので、非常にやっぱり難しい資源だなということを改めて見ております。

そういった意味で、I S Cが出した予測結果もあるんですけれども、I S C自体がクロ

マグロのその内容を受けて、科学的アドバイスといたしますか、そういった面では、どういふふうにISCは言っているのでしょうか。

○資源管理部審議官 それは加入に関してですか。

○山内特別委員 クロマグロの保存について、管理措置についてです。

○資源管理部審議官 それは、だから将来予測に表れているように、ISCとしては別にその加入のシナリオを変える必要については言及していないし、言われたとおり、将来予測をやってみたら、こういう結果になりましたよと。あとは委員会で判断してくださいということで、基本的には資源は順調に、ゆっくりですけれども、増えているというのはもう間違いない事実だと思います。

それと、もう1つ念のため言っておきますと、2017年の加入は、実は使っていないです。なぜかと言うと、あのとき、御存じのように、北海道の南かやべで小型魚を大量に獲った関係で、そのほかの県が小型魚を全部自粛したんですね、あのとき。だからある期間のデータが完全に欠落しているんで、これでは使えないということで、2017年の集めたデータというのは使われていないんですね。そういう意味でも、ものすごく不確実性があって、さっきのグラフで示しましたけれども、これが本当にそうなのかというところは、やっぱりうちとしてもちょっと話をしていきたいなというふうには思っています。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで参加しておられる方々、いかがでしょうか。

では、特にないということですので、ないようでしたら、次回会合の日程について事務局から御案内、よろしく願いいたします。

○管理調整課長 事務局でございます。

次回の資源管理分科会でございますが、10月下旬を目途に開催をしたいというふうにご考えております。何か緊急な事情があれば、それ以前ということもあり得ます。御連絡をいたします。

いずれにしても、日程につきましては後日、事務局の方から調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり審議していただき、大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。